

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
所 得 税	源 泉 分	7,915	4,214	3,467	1,144	11,382	5,358	3,993	2,951	7,389	2,407
	申 告 分	38,069	6,686	26,606	4,530	64,675	11,216	28,558	4,592	36,117	6,624
	計	45,984	10,900	30,073	5,674	76,057	16,574	32,551	7,543	43,506	9,031
法 人 税		2,417	1,775	2,934	2,363	5,351	4,138	2,874	2,068	2,477	2,070
相 続 税		336	662	613	943	949	1,605	626	934	323	671
消 費 税		28,158	外 1,704 6,467	23,860	外 3,648 13,524	52,018	外 5,352 19,991	24,247	外 3,568 13,256	27,771	外 1,784 6,735
そ の 他		905	61	2,397	116	3,302	177	2,155	95	1,147	82
合 計		77,800	外 1,704 19,865	59,877	外 3,648 22,620	137,677	外 5,352 42,485	62,453	外 3,568 23,896	75,224	外 1,784 18,589

調査対象等：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
平成 26 年 度	111,423	外 1,844 24,490	67,027	外 3,602 22,565	178,450	外 5,446 47,055	75,350	外 3,483 23,687	103,100	外 1,963 23,368
平成 27 年 度	103,100	外 1,963 23,368	67,663	外 4,913 27,005	170,763	外 6,876 50,373	75,313	外 4,989 28,367	95,450	外 1,887 22,006
平成 28 年 度	95,450	外 1,887 22,006	66,195	外 4,135 23,194	161,645	外 6,022 45,200	75,505	外 4,298 25,010	86,140	外 1,724 20,190
平成 29 年 度	86,140	外 1,724 20,190	62,478	外 3,840 23,791	148,618	外 5,564 43,981	70,818	外 3,860 24,116	77,800	外 1,704 19,865
平成 30 年 度	77,800	外 1,704 19,865	59,877	外 3,648 22,620	137,677	外 5,352 42,485	62,453	外 3,568 23,896	75,224	外 1,784 18,589

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
広島東	3,242	552	2,367	1,039	5,609	1,590	2,563	1,034	3,046	557
広島南	1,615	212	1,265	437	2,880	649	1,270	403	1,610	246
広島西	3,285	544	3,226	1,220	6,511	1,764	3,181	1,180	3,330	584
広島北	3,068	444	3,118	919	6,186	1,363	3,165	926	3,021	437
呉	1,813	248	1,252	426	3,065	674	1,556	433	1,509	241
竹原	432	57	248	60	680	118	240	70	440	47
三原	839	131	573	155	1,412	285	547	150	865	136
尾道	1,302	171	685	235	1,987	405	816	241	1,171	164
福山	4,675	624	3,755	1,293	8,430	1,918	4,072	1,266	4,358	652
府中	639	105	612	172	1,251	277	631	155	620	122
三次	300	43	447	168	747	211	459	178	288	33
庄原	361	35	234	84	595	119	342	93	253	25
西条	1,524	235	927	284	2,451	518	1,061	312	1,390	206
廿日市	2,726	333	2,497	722	5,223	1,055	2,669	725	2,554	330
海田	2,214	278	946	273	3,160	551	1,265	300	1,895	251
吉田	341	51	230	78	571	129	270	71	301	57
広島県計	28,376	4,063	22,382	7,565	50,758	11,626	24,107	7,537	26,651	4,088
下関	1,795	267	2,014	587	3,809	854	1,747	546	2,062	308
宇部	2,604	312	1,492	486	4,096	798	1,858	521	2,238	277
山口	2,507	346	1,734	573	4,241	919	1,562	549	2,679	369
萩	490	66	365	101	855	167	421	110	434	57
徳山	2,561	288	1,798	463	4,359	752	1,938	434	2,421	317
防府	1,320	176	897	262	2,217	438	1,120	285	1,097	153
岩国	1,631	196	1,164	341	2,795	537	1,261	336	1,534	201
光	802	103	462	135	1,264	238	616	157	648	81
長門	121	23	257	82	378	105	252	82	126	23
柳井	623	79	431	110	1,054	189	465	104	589	84
厚狭	1,205	149	692	216	1,897	365	968	236	929	129
山口県計	15,659	2,005	11,306	3,356	26,965	5,362	12,208	3,360	14,757	1,999
局引受分	8,365	9,903	1,546	3,722	9,911	13,625	1,999	5,429	7,912	8,196
総計	77,800	19,865	59,875	22,620	137,675	42,485	62,451	23,896	75,224	18,589

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額 (支 払 命 令 官 分)
	千円
平 成 26 年 度	230,403,586
平 成 27 年 度	271,212,274
平 成 28 年 度	278,891,540
平 成 29 年 度	295,373,927
平 成 30 年 度	310,501,701
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	59,680,105
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	6,741,576
法 人 税	35,241,895
消 費 税 及 地 方 消 費 税	202,744,853
そ の 他	6,093,272
還 付 金 合 計	310,501,701

調査期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日

用語の説明：「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。